

改正

平成23年 2 月28日規則第19号

平成27年 9 月 1 日規則第45号の 2

平成31年 1 月24日規則第 4 号

立川市市民農園運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、市民が野菜等の農作物の栽培を通じて土に親しむとともに、生きがい若しくは健康づくり又はふれあいの機会を提供することを目的に設置する立川市市民農園(以下「農園」という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(農園の指定)

第 2 条 農園として指定をすることができる農地は、次の各号に掲げる要件を有しているものとする。

- (1) 指定を受ける面積が500平方メートル以上であること。
- (2) 指定を受ける期間が2年以上であること。

- 2 農園の指定(以下「指定」という。)を受けようとする農地の所有者(以下「所有者」という。)は、市民農園指定申請書(第1号様式。以下「指定申請書」という。)を提出するものとする。
- 3 前項に規定する指定申請書を受けたときは、その内容を審査し、指定を決定したときは、市民農園土地賃貸借契約書(第2号様式)により当該所有者と契約を締結するものとする。

(名称、位置及び面積)

第 3 条 農園の名称、位置及び面積は、別表のとおりとする。

(利用者の資格)

第 4 条 農園の利用(以下「利用」という。)をすることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、農作物の栽培に意欲のあるもの
- (2) その他特に理由があると認めた者

(利用の申込み)

第 5 条 利用を希望する者(以下「申込者」という。)は、往復はがきに、次の各号に掲げる事項

を記載し、指定する日までに申込むものとする。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 年齢
- (4) 電話番号
- (5) 希望する農園の名称（1 農園のみ）

2 前項の規定による申込みは、1 世帯につき 1 件までとする。ただし、特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（利用予定者の決定）

第 6 条 前条第 1 項の規定による申込みがあったときは、速やかに利用の可否を決定し、その旨を当該申込者に通知するとともに、適当と認めた申込者（以下「利用予定者」という。）を利用予定者名簿に登録する。

2 前項に規定する決定をする場合において、申込みの数が農園の区画した数を超えるときは、農園ごとに、抽選により利用予定者を決定するとともに、利用予定者の辞退等に伴う補充を行うため、利用の補欠者（以下「補欠者」という。）及びその順位を定める。

（管理運営委員）

第 7 条 適切かつ快適な利用を図るため、管理運営委員を置くことができる。

- 2 管理運営委員は、別に定める要件を有する申込者の中から依頼するものとする。
- 3 管理運営委員を依頼された申込者は、前条第 2 項に規定する利用予定者を決定する場合においても、抽選によらずに利用予定者になることができる。

（利用の承認）

第 8 条 利用予定者は、市民農園利用申請書（第 3 号様式。以下「利用申請書」という。）及び市民農園利用請書（第 4 号様式）を提出し、利用の承認を受けなければならない。ただし、指定する日までに利用申請書の提出がないときは、利用を辞退したものとみなす。

2 前項に規定する利用の承認（以下「利用承認」という。）をしたときは、市民農園利用承認通知書（第 5 号様式）により利用予定者に通知する。

（利用期間）

第 9 条 農園を利用することができる期間（以下「利用期間」という。）は、3 月 1 日から 2 年を経過した日の属する年の 1 月末日（以下「有効期限」という。）までとする。ただし、補欠者に係る利用期間は、利用承認をした日（以下「利用承認日」という。）から有効期限までとする。

(利用料)

第10条 利用承認を受けた利用予定者（以下「利用者」という。）は、8,000円の利用料を指定する日までに納付しなければならない。ただし、特に理由があると認めたときは、この限りでない。

2 補欠者に係る利用料は、月割により計算するものとし、当該補欠者の利用承認日の属する月から当該前利用者の利用期間の末月までの月数に8,000円の利用料を23で除した額（10円未満の端数金額は切り捨てた額。以下「月額利用料」という。）を乗じて得た額とする。

(利用の中止)

第11条 利用者は、市外への転出その他の理由により利用を中止しようとするときは、市民農園利用中止届（第6号様式）を速やかに提出しなければならない。

(禁止行為及び利用承認の取消し)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 建物及び工作物を設置すること。
- (2) 営利を目的とした栽培又は農作物の栽培以外の用途に利用すること。
- (3) 樹木を栽培すること。
- (4) 第三者に転貸すること。
- (5) 廃棄物、汚物、資材等の農作物の栽培に必要と認められない物を搬入し、又は耕土を搬出すること。
- (6) 耕作を2月以上放棄すること。
- (7) 農園に耕作権、借地権等の権利を設定すること。
- (8) その他管理上支障があると認められること。

2 利用者が前項各号に掲げる行為をしたときは、利用承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により利用承認を取り消したときは、市民農園利用承認取消通知書（第7号様式）により利用者に通知する。

(利用料の還付)

第13条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 市内の転居により利用が困難になったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 負傷又は疾病のため長期にわたり療養を必要とするとき。

(5) 利用の中止について、利用者の責めに帰することができない事由があるとき。

2 利用料の還付は、利用ができなかった月数に相当する利用料の額とし、利用ができなかった月数に月額利用料を乗じて得た額とする。

3 利用料の還付を受けようとする者は、市民農園利用料還付請求書（第8号様式）を提出しなければならない。

（原状回復）

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに農園を原状に復し返還しなければならない。

(1) 利用期間が終了したとき。

(2) 利用を中止したとき。

(3) 利用承認が取り消されたとき。

（免責）

第15条 天災、盗難、病虫害等による農作物等の損害については、賠償の責めを負わない。

（委任）

第16条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第2条第2項に規定する指定の申請、第5条第1項に規定する利用の申込み及びこれらに係る事務は、施行日前において行うことができる。

3 施行日から平成23年1月末日までの間における立川市柴崎第1市民農園及び立川市柴崎第2市民農園の利用者及び補欠者に係る利用料については、第10条第1項本文及び同条第2項中「8,000円」とあるのは「6,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成21年11月10日規則第15号）

1 この規則は、平成22年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第2条第2項に規定する指定の申請、第5条第1項に規定する利用の申込み及びこれらに係る事務は、施行日前において行うことができる。

3 施行日から平成24年1月末日までの間における立川市柴崎第3市民農園及び立川市幸第1市民農園の利用者及び補欠者に係る利用料については、第10条第1項本文及び同条第2項中「8,000円」とあるのは「6,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年2月28日規則第19号）

この規則は、平成23年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 9 月 1 日規則第45号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 1 月24日規則第 4 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	位置	面積
立川市柴崎第 1 市民農園	立川市柴崎町 5 丁目158番地 1	1, 149平方メートル
立川市柴崎第 3 市民農園	立川市柴崎町 4 丁目139番地	1, 417平方メートル
	立川市柴崎町 4 丁目140番地	

第 1 号様式（第 2 条関係）
第 1 号様式（第 2 条関係）

市民農園指定申請書

年 月 日

立川市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次の農地について、市民農園の指定を受けたいので申請します。

記

農地の所在地及び面積（農園名 市民農園）			
農地の所在地	地目	面積	合計面積
町 丁目		m ²	m ²
町 丁目		m ²	
町 丁目		m ²	
町 丁目		m ²	
期 間	. . ～ . .		

第 2 号様式（第 2 条関係）

第2号様式（第2条関係）

市民農園土地賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人立川市（以下「乙」という。）とは、次のとおり市民農園土地賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「土地」という。）を市民農園として乙に賃貸し、乙はこれを賃借して賃借料を支払う。

(1) 所在地 立川市

(2) 地 目

(3) 地 積 m^2

（賃貸借期間）

第2条 土地の賃貸借の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 賃貸借の期間が満了する2箇月前までに、甲又は乙から引き続いてこの土地の賃貸借の申出があった場合は、甲乙間の協議により、前項の契約の更新をすることができる。

（賃借料）

第3条 土地の賃借料（以下「地代」という。）の年額は、この土地に対する当該年度の固定資産税及び都市計画税の額に相当する額とする。この場合において、月額的地代については、年額の地代を月割りで算出した額とする。

2 乙は、前項の地代については、指定する期日までに甲に支払うものとする。

（転貸の禁止等）

第4条 乙は、土地を市民農園の目的以外に転貸し、又はこの契約による権利を他に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。

（契約の解除及び原状回復）

第5条 賃貸借の期間の満了後、契約の更新をしないとき、又は賃貸借の期間の満了前に甲が契約の解除を申し出たときは、乙は、乙の費用でこの土地を原状に復して甲に引き渡さなければならない。この場合において、乙は賃借権、借地権その他一切の権利の主張をすることができない。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。

2 甲は、契約を解除すべき事由が発生した場合には、速やかに乙に対して通知しなければならない。

3 賃貸借の期間の途中で契約を解除したときは、乙は、契約を解除した月までの地代を月割りで甲に支払うものとする。ただし、地代を既に甲に支払い済みである場合は、甲は、契約を解除した月の翌月以後の地代を月割りで乙に対して返還するものとする。

（予算の減額等による契約の変更等）

第6条 乙は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、甲と協議のうえ、この契約を変更又は解除することができる。

(協議)

第7条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 立川市 町 丁目 番 号
番地の
印

乙 立川市 町
立川市
代表者 立川市長 印

第3号様式（第8条関係）
第3号様式（第8条関係）

市民農園利用申請書

年 月 日

立 川 市 長 殿

申請者 住 所
氏 名
電 話
印

立川市市民農園運営規則第8条の規定に基づき、下記により市民農園を利用したいので申請します。

記

農園名称	市民農園
区画番号	番

農園利用世帯員名簿					
氏 名	続柄	年 齢	氏 名	続柄	年 齢

第4号様式（第8条関係）
第4号様式（第8条関係）

市民農園利用請書

立川市長 殿

私は、市民農園利用心得を守り、農園を利用することを約束します。

年 月 日

農園名 _____ 市民農園 _____
(ふりがな)
氏 名 _____ 印 (歳) _____
住 所 _____
電話番号 _____

第 年 月 日 号

様

立川市長 印

市民農園利用承認通知書

次の市民農園の利用を承認します。

農 園 名	区画番号	利 用 期 間
市民農園		年 月 日 から 年 月 日 まで

- ・別添の農園利用心得を遵守すること。
- ・区画番号を確認のうえ利用すること。

市民農園利用中止届

年 月 日

立 川 市 長 殿

申請者 住所
氏名 印
電話

下記の理由により、利用中の市民農園の利用を 年 月 日付けで中止し、現状に復したうえ返還します。

記

農園名称	市民農園
区画番号	番

中止理由 _____

第 年 月 日 号

様

立 川 市 長 印

市民農園利用承認取消通知書

立川市市民農園運営規則第 12 条の規定に基づき、利用承認した次の区画は 年 月 日付けで、下記の理由により利用承認を取消します。
区画については、 年 月 日までに現状に復して返還するようお願いします。

利用取消し _____
理由 _____

農 園 名	市民農園
区 画 番 号	
利用者氏名	
利用者住所	

第8号様式（第13条関係）
第8号様式（第13条関係）

市民農園利用料還付請求書

年 月 日

立 川 市 長 殿

申請者 住所
氏名
電話

印

下記のとおり、市民農園の利用料について還付請求します。

還付請求金額	
利 用 農 園 名	市民農園
利用区画番号	番
口 座	
銀 行 名 支 店 名 ふりがな 口座名義 口座番号 普通預金・当座預金（どちらかを○で囲んでください。）	